兄童福祉增進會を設立せよ

米國は兒童保護問題については、

11 レデイス・ホームジャアナルより=

讍

がて一般の輿論となり、時を經ずとて實行にうつつて行く有樣を見 多数あるわけでせうが、とにかく、新聞や雑誌にあらはれた案がや 著手しかけた我國の現狀に鑑みて、羨望にたへない次第です。尤も あの人口の多い國のことですから、救助を要すべき兒童の敷もまた の識者に訴へて、その實行を促してゐることは、この點にやうやく て居るのですが、その米國が、尙、表題のやうな會の設立について世 既に各方面に實際的效果なあげ 十六歳以下の兒童及幼兒

にも思はれます。(譯者) 會の設立を力説してゐることに、 ヤアナルは、御承知のやうに、かの國の有力な婦人雑誌ですがその誌 うとする熱心の大なるかド籟はれます。このレディース、ホームジ 續を批難してゐる點は、いかに、この事業を實際に價値あらしめよ 公立にせよと主張してゐる點にこの會の永續性があつてよいと思ひ ことに、この見重福祉增進會は、次の本文でおわかりになる樣に、 ソフィー、イレー子、 あのデモクラシーの本場の國が、尙、繁文釋禮な手 力ある實行者となり得ることを意味してゐるやう レープと云ふ一婦人が、この福祉增進 彼の國における婦人が、兒童問題 ないやうに骨折るべきである。 兒童の身體の健康、 ればならない。

ます。しかも、

ろにくらべて、うらやまもいと思はれます。

聲のみいたづらに大きくて、實際に行きつまり勝ちなとこ

の點に充分注意して彼等兒童が困つた市民にならな事があるようではならない。そこで、國さして、こ いやうに、今よりも世の中をわるくするものになら 事があるようではならない。そこで、 ように充分注意をはらふさいふこさに失敗する様な 種の刺戟に對して、それが未來の市民にふさはしい **兒童保護問題といふものをもつと聲を大きくしなけ** を保證しようといふためには、どうしても、 る勢力をもつてゐるに過ぎない。 しかし未來の市民 さして大切な彼等を――管理支配してゐるも 目下は、たゞ、小學校敎育及義務敎育の法律が)困つだ市民にならぬように 兩親にせよ、監督者にせよ、

兎に角 艷 及道德上、 ――少くさも未來の 精神上にあたへる種 子 現代の

主な は

○貧兒救濟を如何にすべきか

實際どうすればよいか、その方法は先づ次のようで實際どうすればよいか、その方法は先づ次のようではなれた方面に導いては、かへつてわるい。そこではなれた方面に導いては、彼等兒童の欲求からあまりかけのとなすために、また彼等各自の利益を安全に保持のる。

こさ。この會の會員は、無報酬で働くさころの、公第一、米國の各州に「兒童福祉增進會」を設立する

共心のある市民たるべきこと。

むしろ强制的の法律とせねばならぬ。第二、兒童福祉增進の法律は、如何なる場合にも、

1873。、貧しき、助けを要する兒童等の管理をなすべき。、貧しき、助けを要する兒童等の管理をなすべき。、 貧しき、 み地方におけ

つねに意をそゝがるべきこさ。本會會員たるものは該地方の貧見に如何なる事が必要なるかについては本會會員たるを得ず。しかし、勿論本會を聯絡して、中より取り除くべきこさ、貧民救濟法令實行委員は第四、各種の慈善的要素は一切、この會の活動の第四、各種の慈善的要素は一切、この會の活動の

#4.5 刑事上の訴訟に關する諸種の團體に加入することを

来の市民として、當然うくべき權利をもつて養育さふような記憶や汚辱をもたぬように、否、寧ろ、未後年に至つて、嘗つて施しをうけて養育されたさいかくのごとくにして、本會の保護をうけた兒童が得ず。

)兒童福祉增進會の目的

れたこいふ自重の心をも た せる様にし た

いのであ

を表示すること。――正當に生るべき權利あること。 (二) 本會の權能をもつて、兒童の權利を主張し、之する精神を以て彼等が進長する よう に なすべきこする精神を以て彼等が生長する よう に なすべきこす。 ――これは施しをうけることによつて養育されど。 ――これは施しをうけることによつて養育されど。 ――これは施しをうけることによつて養育されど。 ――これは施しをうけることによつて養育されど。 ――これは施しをうけることによつて養育されて、 一個の目的ごする と ころは次のごどく で ありた 此會の目的ごする と ころは次のごどく で ありた

健康を保持する權利

學校に行くべき權利あること。

あること。

普通教育を受くべき權利あること。

權 利 あること。 幸福 なるべき權利 あること

るであらう。 力をつくすならば、 各所のこの會が以上これらの 各兒童の心に愛國心は生れて來 目 的 0 72 めに

次のことをすべきである。 各州におけ 兒童 福 祉増進會はその 設立と同

時

學校の記錄の寫しをこの會で綴込みにしてつくりお とはずこの會の帳簿に登記すべきこと。 該地方における、 就學兒童を皆貧富の別を 叉、各兒の

<

べきことっ

の兒童の世話をなし、 の兒童が不幸におちいつた樣な場合に、この會はこ 一時的 何れかの家庭に災難があり、そのため、 にも物質的救助が必要ならば、そを與ふ もし、その缺乏をすくふため 2.

この會のそれに對する供給 合には、 第三、もし その用意をなすべきこと。 悪疫が 引つ 10 が引つい いて流行 いて必須なる場 し、そのために、

であるかといふことを定める上に、 は 本會は各兒が如何なる職業にたづさはるが適當 職業紹介所を各會の中に設 7 最も權威をもつ べきこと。 Z

近

けである。 てゐるわけであるからで、 亦その 身體 の狀況も、 本會が 見重の學校に よく 夘 お つて ける成績 わ

えらぶ時にあまり輕忽にして、 獨立のために最も大切な要素である。 からのがれ出ることも出來ず、 職業上の指導を與へるさいふこさは、 しかも、 そのまゝになつてし 初めに仕事を その後そこ 兒童將 來 0)

この福 まふといふような事はありがちのことであるから。 祉 會の指圖をうければ、 兒童は彼等に最も適

等はその衞生上の諸條件にかなつた地位に、 低限さしても標準賃銀を得ることの出來るなどの便 する種類の職業をえらぶことが出來る。 その上に彼 叉、

ひ入れることをよろこぶであらう。 へのある傭主は、 貧困 なる家に生れた兒童が(十六歲未滿の)勞役 この福祉會が推薦したる兒童を雇

どころまで取除き、これを復興するわけで、

相應

利がある。これは、

たしかに少年勞働の危險をある

の本當の家庭にぶらくしてゐるのなら、まだしも、 してゐて何にも働き を せないのは よ いことでは たえ得る立派な體格をもつてゐながら、 親の家にあづけられたり、 又他所へ預けられたり それが自分 15

特に身體が虚弱 のといふやうな特別の事情のものをさぃめて置くべ ものさか、 見所 نح は道徳上に特に精神 であるとか、 見童保護所ごかいふ收容 何か醫療の必要の 陶冶の必要あるも 所は 72 ある 10

きである。

また 律の定むる所に從つて彼等の幸福をさまたげる樣な ばならない。 らはれる場合には、 してはならぬ。勿論、兒童を養子にやるといふことは、 保證する場合をのけては、この會以外に里扶持に出 政府がその兒の生活費を負擔し、しかも其の 任があるわけである。 諸種のはたらきに對しては、 養育するために必要なる適當な保護法合をつくらね 兒童福祉 にさりあつかふさいふ場合のことも考へねばな 兒童が養子にもらはれて、 別問題である。しかし、 しかし、 增 かゝる兒童を預つて世話する人々は法 進 この會に養育された兒童が養子にも 會が確立せられた場合には、 またこゝに必要な規約を定める 而して、十六歳未滿の兒童は、 いつも之に反對する責 こうにまた、この會 養親がその子を實子 幸 兒童 福 至 を

スコ ۴ ラン ۲

る里子制度

ス

も滿たぬといふ有樣である。 中三人に滿たず、罪をおかしたものは百人中一人に わつらはし教濟をうけるようになつたものは、 そだつたものとして摘示されるやうなことは そして、その養育をうけた児童等は、 子制は殆んど五十年の間、 をもつてゐる。結果さしては、 彼等は親の手にそだつものと同じやうに、市民精 生活のための利益を多く得てゐる。それ故に、 彼等自身の行くべき道をおひもどめて。 は少しも區別されずに、ひろく社會に散在してゐる。 彼等は里親の手にそだつて、世の中に出て行く、 決して、 コットランド に 於ては、 公共團體の保護のもでに、 その效果をあげてゐる。 適當に管理され 其後再び當局 他の兒童等と しかも家庭 他人の手に ない。 の手を たる里

8

0

温祉 増進會を公立たら

する迄の間、 導することが出來るのである。 兒童の家族などゝ力をあはせて、彼等が十六歳に達 學校と接觸して、教師、 してやる樣に、 くのごとくして要するに、 大切なる幼年期、 また彼等の利益になるように之を指 齒科醫、 兒童福 兒童期を充分に保證 衞生局、 祉增進會 勞働省及 は

かけてゐるこいふここを示しておるのである。 するために、 裁判所のごさき、懲治監のごさき又、諸種の 市に於てその實際の結果を表明したさころによれば して居るといふ有様は、 ――主さして公衆の負擔に歸するわけである。 ・・・・養育院その他の託兒所は云ふにおよばず 福 祉增 放任されたるこれら赤貧の兒童等が 彼等の背後に、政府の有力なる援助が、 進會の費用は、 たしかに、彼等貧見を保護 ーー旣に =] 懲罰機 3 殺到 少年 1 'n

保護問題に關して、 ンにおける兒童局の調査が示すごさくに、貧困の家庭における兒童の死亡率は、かの 叉 他の議論を惹起して居る。 0 彼等の ワシン

> 嬰兒の死亡率は六人中一人以上の割合であるが、 の稼ぎ高が一ヶ月二百八十餘圓ならばその死亡率は 即ち、父親が一ヶ月に七十五圓より少く稼ぐ家では、

十六人中一人の割であつた 貧民救濟に關する米國のやりかたの主なる缺點さ

二重手間をかけてゐるようなこどになつてゐ するこころなく、それから生ずる結果といふものは、

於ては公立救濟所さ私立の團體さの間に何等の提携

も見るべき事が三重になつてゐる。第一に、

現在に

とした區別が、あやまつて用ひられてゐ 見える。第三に、 べきこさなるかといふ事の了解に缺けて居るやうに 何が、 公さ私さの援助の、 終局に於て一般民衆の責任となる そのはつきり

要なる物資をうくるために、たえざる援助が必要で 兩親なり、 貧乏なあはれな兒童等は彼等が生きて行くに必 知己なりの世話をうけることも出

その救濟に要する基金といふものは、民衆一般が つて、しかも、それが、後に一層困るような、 ふべきものである。 へしのつかない結果を齎してゐるのである。即ち、 實際何れの場合にも、 過去において、 よい意味 有志の慈善團 でしたことであ とり 體

か、

的に、しつかりした基礎のもこに救濟事業を確立し ら公立にして、各人が責任を負擔して、そして永續 そんなものをあてにして、後に困るよりも、 繼續して行くこさが、どうせ出來ないさするならば、 私人の慈善團體が、 永久的にたえず救濟を 初めか

に繁文褥醴にわづらはされて、そのために、 と追ひやられ、はねつけられてゐる。 今日の狀態では、救濟を要する人々は、 、彼處此 處に

た方がよいのである

要すべき多くの人々は、 つと與へられる頃には、 貧窮の極に達し、 既に彼等は、 たいいたづら 絶望で困 救濟が 助けを 憊 0

深淵に陷つて再び如何ともなしあたはざる狀態にな

救濟の手は、

彼等貧者が一番

於てこそ效果があるのである。このことは、 共同し共勞する こ とによつ て初めて實行し得るの 救濟所さ、私立の慈善團體とが互に手をとりあつて、 必要なその時に、 つてゐる有樣である。 個人ならびに私立團體は、 我が米國ではこの點が未だよく出來てゐない。 時をうつさず、さしのべることに 今後 困憊者を慰撫す 公立の

彼等の事業が表明され、

一般の要求が示されるや否

めに新運

蓟 を開

始する

かもしれな

しか

らば、 であるから。 にゆづられるといふことに當然なつて來る。 私立慈善問 かくすることが、 問體の職 掌は終つて、 最も永續的な、 この 事業 適當な方法 何放な が公共

業狀態の改良問題、 問題などその一例である。 職業調査のこと、 疾病原因調査ならびに疾病防 また、 住宅改良問 應急救護、

山

ある。

即ち、

私立慈善團體としてなすべき最も重要な仕

現代は、公共團體が政府もろともその事業を遂行する場合になつて 正に、公共の利益のためになすあらんとする狀態に達した。それ故、 事業を一手にひきうけ、その事業は、經驗といふ時代はすぎて、今や 私立慈善團體のなすべき大きなはたらきである。 他方に、公立救濟會は私立慈善團體の先驅者となつて、その救濟

鮮なる空氣の中に生活せしむる計劃などは、 養所の仕事さか、見童の戸外生活の問題、

質に、

ないことになるわけである。 注した特別な努力をするといふことが普通のことゝなつて例外では なれば、それだけ二重手間の無駄骨折もなくなるも、一層精力の集 者の心にまた民衆一般及び私立慈善團體の主宰に納得されるように に公立にする必要がある。この原理が一日も早くとつかりと、 の救濟といふことが一時的でなく、永續を要することであれば、 ならば、その救濟事業も公共的のものであらればならぬ。特に、 根本問題としては、窮乏と困憊がたい貧乏なためからおこるもの